

湘南・沖縄部 部則施行細則

1. 総則

- (1) この細則は、部則を適正に運用するために定める。
- (2) この細則の改正は、評議会の決議による。

2. 部役員を選出

部則第5条第2項の部役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 次期部長（未定の場合）・次年度次期部長は、本人の立候補あるいは部長またはクラブ会長からの推薦がある場合も含め、「次期部長選考委員会」（部役員、監事及びクラブ会長にて構成）において協議され、評議会の承認を得て選出される。
- (2) 部長以外の部役員（書記、会計、事業主査）は、当該年度の部長が任命し、評議会の承認を得て選出される。

3. 事業主査の担当事業部門

部則第4条第2項（6）に定める事業主査が推進すべき事業部門は次のとおりとする。

- ① 地域奉仕事業（CS、TOF、ASF、Yサ）
- ② 会員増強事業（EMC、LT）
- ③ 国際・交流事業（IBC、DBC、BF、EF）
- ④ ユース事業（YIA、Y3、YEEP、STEP）
- ⑤ ネット事業

4. 幹事及び広報担当

部則第20条第3項に定める部の組織、運営に関し、部の適正、円滑な運営を期するために、幹事及び広報担当を置くことができる。

- (1) 幹事は部長の指示を得て、部の運営に関して協力する。
- (2) 広報担当は部報、部長通信等の広報に関し、部長に協力する。
- (3) 幹事及び広報担当は、部長が任命する。

5. 部費

部則第16条第2項の部費に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 部費はクラブ会員1名につき、年額1,500円とする。
- (2) 部費は区の半年報による7月1日現在のクラブ会員数（クラブ担当主事を除く）に基づき算出の上、毎年9月15日までに会計が指定する口座に振込み納入する。

6. 部長公式訪問

部則第12条第3項の部長公式訪問に関するその他の事項は、次のとおりとする。

- (1) 活動費として部長に年額30,000円を支給する。
- (2) 公式訪問時の例会食事代は、訪問を受けたクラブが賄う。なお、随行する部役員等は本人負担とする。

7. 部評議会及び役員会の招集通知

部評議会及び役員会の招集通知は、開催日の2週間前までに各構成メンバーに通知する。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

8. 次期部会ホストクラブ及び次期部会日程の決定

次期部会のホストクラブ及び次期部会の日程は、当該年度の第1回役員会にて決定する。

9. 慶 弔

(1) 会員が結婚したときは、部長名義で祝電を贈る。

(2) 会員またはメネットが死去したときは、部長名義で弔電等により弔意を表す。

10. 施行日

この改正細則は、2009年11月21日から施行する。

1997年7月1日制定、施行

2004年2月14日改正、施行

2009年11月21日改正、施行